

署受付 税印		令和 年月日		所管	業種目	概況書	要否	別表等	※ 税務署処理欄	青色申告	一連番号								
納稅地	税務署長殿		通算グループ整理番号							整理番号									
	電話( ) -		通算親法人整理番号							事業年度(至)									
(フリガナ)			法人区分							普通法人、特定の医療法人等、左記以外の公益法人又は人格を有しない団体等、協同組合等又は特定の医療法人									
法人名			事業種目							売上金額									
法人番号			期末現在の資本金の額又は出資金の額	円	非中小法人							兆 十億 百万							
(フリガナ)			同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人に該当しないもの							申告年月日									
代表者			同非区分	特 定 同族会社	同族会社	非同族会社							通信日付印 確認 庁指定 局指定 指導等 区分						
代表者住所			旧納稅地及び旧法人名等							年月日									
			添付書類							申告区分									
									法 人 税 中間 期限 総計 修正 地方 法人税 中間 期限 総計 修正										

令和 年 月 日 事業年度分の法人税  
課税事業年度分の地方法人税  
令和 年 月 日 (中間申告の場合の計算期間 令和 年 月 日)

申告書  
申告書

適用額明細書  
提出の有無 有 無

税理士法第30条の書面提出有 有 税理士法第33条の2の書面提出有 有

この申告書による法人税額の計算	所得金額又は欠損金額(別表四「52の①」)	1	十億 百万 千 円	控除税額の計算	所得税の額(別表六(一)「6の③」)	16	十億 百万 千 円	
	法人税額 (48) + (49) + (50)	2			外 国 稅 額(別表六(二)「23」)	17		
法人税額の特別控除額(別表六(六)「5」)	3		計 (16) + (17)	18				
税額控除超過額相当額	4		控除した金額 (12)	19				
土利地盤譲渡利益金額(別表三(三)「24」+(別表三(二)「20」))	5	0 0 0	控除しきれなかった金額 (18) - (19)	20				
同上に対する税額 (62) + (63) + (64)	6		この申告による還付金額 (20)	21				
留保金 課税留保金額(別表三(一)「4」)	7	0 0 0	中間納付額 (14) - (13)	22				
同上に対する税額(別表三(一)「8」)	8	0 0 0	欠損金の繰戻しによる還付請求税額 (23)	23	外			
法 人 税 額 計 (2) - (3) + (4) + (6) + (8)	9	0 0 0	計 (21) + (22) + (23)	24	外			
分配時調整外国税相当額及び外國関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額(別表六(五)「7」+(別表十七(三)「3」))	10							
仮表経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 ((9) - (10) - (11))と(18)のうち少ない金額	11							
差引所得に対する法人税額 (9) - (10) - (11) - (12)	12							
中間申告分の法人税額 (14)	13	0 0 0						
差引確定(中間申告の場合はその法人税額とし、マイナス)(13) - (14)の場合は(22)へ記入)	15	0 0 0						
課税標準の法計算による税額 (基所得金額に対する法人税額(別表六(一)「付表六(7)の計」)+(別表六(二)「9の計」)+(別表六(三)「9の計」)+(別表六(四)「9の計」))	28		この申告による還付金額 (41)	41				
課税標準に対する法人税額 (8)	29		中間納付額 (39) - (38)	42				
課税標準法人税額 (28) + (29)	30	0 0 0	計 (41) + (42)	43	外			
地方法人税額 (53)	31							
税額控除超過額相当額の加算額(別表六(二)付表六「14の計」)	32							
課税留保金額に係る地方法人税額 (54)	33							
所得地方法人税額 (31) + (32) - (33)	34							
分配時調整外国税相当額及び外國関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額(別表六(五)「8」+(別表六(三)「3」))	35							
仮表経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額 ((31) - (32) - (33))	36							
外 国 税 額 の 控 除 額 ((34) - (35) - (36))と(65)のうち少ない金額	37							
差引地方法人税額 (34) - (35) - (36) - (37)	38	0 0 0						
中間申告分の地方法人税額 (39)	39	0 0 0						
差引確定(中間申告の場合はその地方法人税額とし、マイナス)(38) - (39)の場合は(42)へ記入)	40	0 0 0						

銀行 本店・支店  
金庫・組合 出張所 預金  
農協・漁協 本所・支所  
口座番号 ゆうちょ銀行の貯金記号番号  
融機関等  
受けよう  
※税務署処理欄  
税理士署名